

社会保障論評23-008号 (作成日: 2023年4月17日)

「フランスの年金改革 受給年齢引き上げ強行採択」 朝日新聞2023年4月16日付朝刊4面

- 「年金の受給年齢の引き上げを決めたフランスで、激しい反発の声が上がっている」 ことに関する記事である。「憲法49条3項(49-3)の特例規定を使い、年金改革の法案を議会の投票を経ずに強引に成立させた」ことに対する抗議が広がっていることを伝えている。
- 2008年に改正の「49-3」は、「首相が、法律案の表決に政府の責任をかけることができる制度」で、不信任動議が可決されなければ法律案は可決とみなされるというものである (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111648_po_02550006.pdf?contentNo=1)。
- これに対し、国民投票に訴えるという動きもあるようであるが、仏国民投票の提起には、「全有権者の10分の1以上の支持」という要件があり、極めて困難な状況と思われる (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494204_po_02650003.pdf?contentNo=1)。
- この仏年金改革は、記事にもあるように、高齢化の進行を背景とした年金財政の厳しい状況からして、避けられないものと考えられる。合計特殊出生率(1.82)は日本(1.33)より高いが人口維持水準を下回り、高齢者の就業率(5%未満、日本25%)は大幅に低い。
- 日本の年金は、どうなのか。記事では、2004年改定の「マクロ経済スライド」で、「少子高齢化が進めば、(高齢世代)の年金を自動的に抑えて財政を安定させ、将来世代の年金を維持する。受給開始年齢を引き上げる必要性は薄れた」と短絡的な見方を述べている。
- 給付を減らせば、制度は安定するよう見える。だが、財政的に維持可能でも、国民生活的に維持可能というわけではない。英ではサッチャー政権時に年金を物価スライドのみに限定したが、結局、支給開始年齢を2037年~39年に68歳に引き上げる予定とされている。
- 少子高齢化が世界のスピードで進む日本で、支給開始年齢の議論に真摯に向き合わないのでは、問題を先送りし、自滅の道を歩んでいるに等しい。じわじわと年金の機能不全は進んでいるが、その事は社会的に認知されていない。いずれ危機的状況になると思われる。
- 少子化の進行で、今度の財政検証では年金代替率が50%を割り込む可能性が高いだろう。それでも、法的には、その5年後に50%を割り込んでいなければ、抜本的対策は必要ない。もっとも、まるで無策にするわけにはいかないから、何らかの対応策が検討されよう。
- その際に、優先度が高いのは、国民年金の保険料納付が60歳までとされている点の見直しである。支給開始は65歳なのに異常な状態である。1985年に基礎年金を創設した際の社会状況から、やむを得ず取られた措置であろうが、最早、放置が許される状況ではあるまい。
- しかし、こんなことすら、財源問題を理由に先送りされてきた。保険料が増えるのはよいが、国庫負担が増えるので対応困難というのである。この実施すらできないのでは、支給開始年齢引き上げの真摯な検討など、無理である。何よりの問題は、先送り体質である。
- 財政検証の結果が出るのを、年金関係者は、ただ待っているように思える。怠慢の極みである。国民年金の保険料納付65歳への引き上げには、第3号被保険者の問題もからむ。第2号被保険者の保険料分割も含む検討が必要であり、悠長に構える余裕はない。(以上)